

事業主 殿

共催 尼崎労働基準協会
神戸西労働基準協会

「玉掛け業務従事者安全衛生教育」（再教育）開催のご案内

労働安全衛生法第60条の2第2項及び安全衛生教育指針により、事業者は、玉掛け業務従事者で資格取得後概ね5年を経過した労働者に対し、最新の知識や技能を取得するために安全衛生教育を行うことが定められています。

当協会では、昨年度、神戸西労働基準協会と共にこの再教育を実施しましたところ、好評であり本年度も下記により開催することといたしました。

つきましては、多くの玉掛け従事者の方々が受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和8年5月28日（木） 9:20～16:10（受付は9:00から）

2. 場 所 神戸西労働基準協会研修室

（神戸市兵庫区水木通7-1-18 メラード大開北館2階）

3. 教育内容と教育時間（時間割は講師の都合等により変更があります。）

教育内容	時間割	時間
教育内容説明等	9:20～9:30	
① 最近の玉掛け用具等の特徴	9:30～10:30	1時間
② 玉掛け用具等の取扱いと保守管理 (途中昼休憩50分)	10:40～14:20	2.5時間
③ 災害事例及び関係法令	14:30～16:10	1.5時間
修了証交付	16:10	



4. 受講対象者 玉掛け業務従事者で資格取得後概ね5年以上経過した方

5. 定 員 60名（定員になり次第締め切ります。）

6. 受 講 料 1名につき7,590円 消費税、テキスト代含む

一旦納入された受講料は返還致しません。受講者を変更する場合は講習日の5日前までに申し出下さい。

7. 受 講 申 述

(1) 神戸西労働基準協会HP「講習の申込み」からWEB予約ができます。

(2) 申込期日は、講習実施日の1週間前まで。

(3) 受講料の振込先は、三井住友銀行 長田支店 普通預金 口座 3344946 神戸西労働基準協会
(振込手数料はご負担願います。)

(4) インボイス対応の適格請求書／領収書、受講票（入金確認後）は、ダウンロードが可能です。

8. 修了証の交付

教育終了後、修了証（発行者：神戸西労働基準協会）を交付します。当日は印鑑をご持参下さい。

9. その他

(1) 受講当日の遅刻又は早退は無効とします。（時間厳守）

(2) 受講者は、受講票を受付に提出して下さい。

(3) 会場には駐車場がないため公共交通機関でお越し下さい。

(4) 本教育のお問い合わせは、神戸西労働基準協会（電話 078-577-5639）までお願いします。